このリーフレットでは、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例に関する情報をお届けします。

切抜きのある表面右下、左下のほか、裏面の左下、右下の４箇所に音声コードを挿入しています。

長崎県では、障害のあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を目指して、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策を推進するための事項などを定めた障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例が制定されています。

障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共に生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。

この条例では、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害など、心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁によって、継続的または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を障害のある人と定義しています。

また、障害のある人に対する差別を、特別な事情がないのに、不均等待遇を行うこと及び合理的配慮を怠ることと定義し、公的機関をはじめ、企業や団体、個人など、全ての人に対して障害のある人に対する差別の禁止をもとめています。

不均等待遇とは、特別な事情がないのに、障害や障害に関連することを理由として、区別、排除、制限をしたり、条件を課すなど、障害のない人と異なる取扱いをすることをいいます。

合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使したり、障害のない人と同等の機会や待遇を受けるために必要な現状の変更や調整を行うことをいい、障害のある人の求めがあった場合に、特別な事情がないのにこれを怠ると差別に当たります。